

**(役員推薦委員会)**

第8条 役員推薦委員会は、定款第23条の役員候補者の選出にあたり、選挙管理委員会に報告する。

2 任務、構成及び運営については、役員選挙規程に定める。

**(専門委員会)**

第9条 この会に専門委員会をおくことができる。

2 専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

3 専門委員会の定数は理事会で定める。

4 委員は、会長が委嘱し、委員長は原則として委員の互選とする。

5 専門委員会は、会長が招集する。

## **第4章 部と運営**

**(部)**

第10条 この会には、次の部をおく。

- (1) 庶務部      (2) 会計部      (3) 組織調査部      (4) 学術部  
(5) 広報宣伝部      (6) 精度管理事業部      (7) 渉外部

**(庶務部)**

第11条 庶務部においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、諸規程に関すること。  
(2) 会員名簿に関すること。  
(3) 会務の報告に関すること。  
(4) 文書の収受ならびに発行に関すること。  
(5) 会議ならびに議事録に関すること。  
(6) 社団法人日本臨床衛生検査技師会との関係事務に関すること。  
(7) 事務所の管理に関すること。  
(8) 職員の人事に関すること。  
(9) その他各部の主管に属さないこと。

**(会計部)**

第12条 会計部においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の製作及び保持に関すること。  
(2) 現金の保管出納に関すること。  
(3) 財政の確立に関すること。  
(4) 年度収支予算の編成に関すること。  
(5) 収支決算書の作成に関すること。  
(6) 毎月の経理状況に関すること。  
(7) 資産に関すること。  
(8) 社団法人日本臨床衛生検査技師会との会計事務に関すること。  
(9) その他会計に関すること。

**(組織調査部)**

第13条 組織調査部においては、次の事務を司る。

- (1) 会の啓発に関すること。
- (2) 会の事業についての調査研究に関すること。
- (3) 待遇改善に関すること。
- (4) 関係法規に関すること。
- (5) 地区活動に関すること。
- (6) 会員の親睦、レクリエーション及び福利厚生に関すること。
- (7) その他組織強化に関すること。

**(学術部)**

第14条 学術部においては、次の事務を司る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓発に関すること。
- (2) 臨床衛生検査技能による地域保健事業に関すること。
- (3) 検査の精度管理に関する調査、研究及び活動に関すること。
- (4) 講習会、研修会及び芸術の交流、学会に関すること。
- (5) その他学術に関すること。

2 学術部には、次の検査部門をおく。

- |                                  |              |             |
|----------------------------------|--------------|-------------|
| 1. 臨床一般部門                        | 2. 臨床血液部門    | 3. 生物化学分析部門 |
| 4. 輸血・細胞治療部門                     | 5. 臨床微生物部門   | 6. 病理・細胞部門  |
| 7. 臨床生理部門                        | 8. 染色体・遺伝子部門 |             |
| 9. 臨床検査総合部門（採血・医療情報・チーム医療・公衆衛生等） |              |             |

**(広報宣伝部)**

第15条 広報宣伝部においては、次の事務を司る。

- (1) 会報の編集、発行に関すること。
- (2) 会報及び文献紹介に関すること。
- (3) その他広報宣伝に関すること。

**(精度管理事業部)**

第16条 精度管理事業部においては、次の事務を司る。

- (1) 検査の精度に関する調査、研究及び活動に関すること。
- (2) 臨床検査の標準に関すること。
- (3) その他、臨床検査の総合的精度管理に関すること。

**(渉外部)**

第17条 渉外部においては、次の事務を司る。

- (1) 会の啓発に関すること。
- (2) 法人に関する調査及び活動に関すること。
- (3) その他、法人に関すること。

**(部長)**

第18条 部長は立候補によるものとする。候補者が定数に満たない場合は、役員推薦委員で推薦し調整することができる。

- 2 前項の部長は、必要に応じ理事会の承認を得て、正会員の中から部員を選出し、会長が委嘱する。
- 3 庶務部長は事務局長兼任とする。

#### **(事業の運営)**

- 第19条 各部は、事業の運営について協議し、過年度経過報告ならびに新年度事業計画及び予算について会長に報告する。
- 2 会長は、収支予算に基づいて活動費を部局に交付することができる。
  - 3 部は、活動費の収支を明確に、必要に応じて監査を受けなければならない。
  - 4 各部は、会務執行状況を会長に報告する。

## **第5章 監事の職務**

#### **(監事の職務)**

- 第20条 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）を監査すること。
  - (3) 総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

## 第6章 地区の運営

### （地区の区分）

第21条 この会は、別表1. のとおり地区を区分する。

### （正会員の所属）

第22条 正会員は、原則として勤務施設のある地区に所属するものとする。ただし、県内所属施設を有しない会員は現住所とする。

### （理事）

第23条 各地区には、別表2. の通り地区担当理事を置く。

2 理事は、所属地区会員と連絡を密にし、定款第26条第1項の業務を遂行する。

3 毎年1回、年度末には、地区ごとに地区総会を行わなければならない。

### （施設連絡責任者）

第24条 この会の運営を円滑にするために各施設に連絡責任者をおく。

2 前項の施設連絡責任者は、各施設で選出し所属する各地区の理事まで報告する。

3 施設連絡責任者は、入会促進、会費の納入及び諸通信連絡の円滑を図るものとする。

### （改廃）

第25条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行なうとする。

### （雑則）

第26条 この規程は、理事会の決議を経なければ変更することはできない。

### （附則）

第27条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成28年6月10日一部改正。

平成28年6月25日一部改正。

別表1

| 地区名  | 単 位                              |
|------|----------------------------------|
| 岐阜地区 | 岐阜市、各務原市、羽島市、瑞穂市、山県市、本巣市、羽島郡、本巣郡 |
| 西濃地区 | 大垣市、海津市、揖斐郡、不破郡、安八郡、養老郡          |
| 飛騨地区 | 高山市、飛騨市、下呂市、大野郡                  |
| 中濃地区 | 関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、可児郡、加茂郡     |
| 東濃地区 | 多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市            |

別表2

|      |   |
|------|---|
| 岐阜地区 | 5 |
| 西濃地区 | 3 |
| 飛騨地区 | 3 |
| 中濃地区 | 3 |
| 東濃地区 | 3 |

## 会 費 規 程

### (会費)

第1条 定款第8条による入会金及び会費は次のとおりとする。

#### 正会員

|                      |          |         |
|----------------------|----------|---------|
| (1) 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 入会金      | 500円    |
| (2) 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 会費 (1ヶ年) | 10,000円 |

#### 賛助会員

|                  |          |         |
|------------------|----------|---------|
| 一般社団法人岐阜県臨床検査技師会 | 会費 (1ヶ年) | 30,000円 |
|------------------|----------|---------|

- 2 前項の入会金及び会費の変更は、それぞれ総会で決定された金額とする。
- 3 会員の会費納入は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会へ納入する。
- 4 正会員の会費納入は、毎年度開始前にこの会に納入しなければならない。
- 5 退会した者が再度入会する場合は、入会金はこれを免除するものとする。
- 6 補足として、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の入会金並びに年会費は以下の通りである。

|                   |          |         |
|-------------------|----------|---------|
| 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 | 入会金      | 2,000円  |
|                   | 会費 (1ヶ年) | 10,000円 |

### (改廃)

第2条 この規程の改廃は、総会の承認を得て行なうとする。

### (雑則)

第3条 この規程は、総会の決議を経なければ変更することができない。

### (付則)

第4条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 会計事務取扱規程

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会の定款第6章に基づき、本会の収支の状況、財産の状況を明らかにし、会計事務を適正かつ効果的に行う為に必要な事項を定めることを目的とする

### （会計原則）

第2条 本会の会計は、法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準に準拠して処理を行わなければならない。

### （会計区分）

第3条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

### （会計責任者）

第4条 会計責任者は、会計部長とする。

### （会計年度）

第5条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 勘定及び帳簿

### （勘定科目）

第6条 本会の会計処理に必要な勘定科目は別に定める。

### （帳簿の種類）

第7条 帳簿の種類は、次の通りとする。

- （1）現金出納帳
- （2）預金出納帳
- （3）予算管理に必要な帳簿
- （4）固定資産台帳
- （5）給与台帳
- （6）その他必要な補助簿

### （帳簿への記入）

第8条 取引はすべて、会長及び会計責任者の了承を得て行い、その取引の正当なことを証した証拠書類とともに関係帳簿に記載しなければならない。

### （証拠書類の整備）

第9条 収入支出の証拠書類は、日付順に月ごとに区別し整理しなければならない。

### （帳簿の保存）

第10条 帳簿、伝票、書類等の保存は、次の通りとする。

- （1）予算決算書類 永久保存

- (2) 会計帳簿、伝票 10年保存
  - (3) 証拠書類 10年保存
  - (4) その他の会計書類 5年保存
- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は理事会の承認を得て行うものとする。

### 第3章 予 算

#### (目的)

第11条 予算は、明確な事業計画に基づき、資金の調整をはかって編成し、円滑な事業活動を運営することを目的とする。

#### (予算編成)

第12条 本会の事業計画と予算は、毎会計年度開始前に編成し、理事会で決定する。

- 2 前項の事業計画書及び予算書は、主務官庁に届け出なければならない。

#### (予算の執行者)

第13条 予算の執行は、会長が行うものとする。

#### (予備費の計上)

第14条 予測しがたい支出に充てるため、予備費を計上することができる。

#### (予算の流用)

第15条 予算の執行にあたり、会長が特に認めたときは、大科目中の中科目又は小科目間の相互においては、資金を流用することができる。

#### (予備費の使用)

第16条 予備費の支出が生じたときは、会長の承認を得て実行し、理事会に報告しなければならない。

#### (予算の補正)

第17条 予算の補正をしなければ会務の執行に支障を生じる場合、会長は補正予算を作成し、理事会の承認を得なければならない。

### 第4章 出 納

#### (金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

#### (出納責任者)

第19条 金銭の出納、保管に関して、出納責任者を置くものとする。

- 2 出納責任者は、会長の承認を得て、会計責任者が任命する。

#### (金銭出納)

第20条 金銭を収納したときは、日々所定の金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。